

令和3年3月16日

総合政策局安心生活政策課

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を改訂しました！！

～地方公共団体による移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の作成を促進～

平成30年度に作成した「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」について、令和2年5月のバリアフリー法改正等を踏まえ、内容の見直し及び拡充を図り、改訂版を作成しました。

国土交通省では、令和2年5月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)の改正による「心のバリアフリー」の推進や令和3年4月に施行する移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省第2号。以下「基本方針」という。)の改正による移動等円滑化促進方針(以下「マスタープラン」という。)等の地区設定に関する要件の見直し等を踏まえ、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を改訂しました。

また、平成30年度に創設されたマスタープランについて、近年策定された事例の充実を図るとともに、基本構想についても住民提案制度を活用した事例等を新たに追加しており、今後マスタープラン及び基本構想の作成や見直しを行う他の自治体に参考としていただくことを期待します。

令和3年度からのバリアフリー整備目標にも、マスタープランと基本構想の策定市町村数の目標値を位置づけており、今後も市町村等への働きかけ等を通じて、計画の策定を一層支援してまいります。

マスタープランとは

市町村が作成するバリアフリー化の促進に関する方針のこと。(移動等円滑化促進地区を設定。)

基本構想とは

市町村が作成するバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想のこと。(重点整備地区を設定。)



【ガイドライン改訂の主なポイント】(別紙1)

- 令和2年5月バリアフリー法改正追補版の反映(令和2年6月施行分)
 - マスタープランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追記。
 - 基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容の追記。
- 令和3年4月施行の基本方針改正内容の反映
 - 移動等円滑化促進地区や重点整備地区の考え方の改善を追記。
- その他の参考情報の反映
 - マスタープランの作成事例の充実。
 - 基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例の追加。
 - 参考資料編に近年の動向を反映。

【「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」の公表ページ】

国土交通省の以下のページにて公表しています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 杉野、原田
TEL: 03-5253-8111 (内線 24-215、25-506)
03-5253-8305 (直通)
FAX: 03-5253-1552